

家庭支援事業に関するFAQ【第3版】

※備考欄の記載の趣旨 ◇「新規」＝本FAQにおける新規問 ◇「修正」＝本FAQにおける修正問

No.	問	答	備考
1	こども家庭センターの準備が完了しておらず、発足してなくても事業実施に問題ないか。	発足前でも問題ありません。	
2	令和6年4月に創設された3事業（子育て世帯訪問支援事業・児童育成支援拠点事業・親子関係形成支援事業）の利用者負担はどのように想定しているか。	児童育成支援拠点事業は無料を想定していますが、子育て世帯訪問支援事業及び親子関係形成支援事業は利用者負担をいただくことができる規定となっております。ただし、自治体が地域の実情に応じて利用者負担無しとすることも可能です。	
3	新設事業及び拡充事業についても、令和6年度中に実施する場合、「第2期子ども・子育て支援事業計画」への記載は必要か。「第3期市町村子ども・子育て支援事業計画」において、新たに当該事業の量の見込み及び確保方策を設定することを義務付けるものか。	新規・拡充事業についても、13事業に位置付けられたことから、子子計画への量の見込み・確保方策の記載が必要となります。子子計画への記載時期については、今期（第2期）事業計画期間中に計画の見直しを行う場合はその見直しの際に行っていただきたいですが、そうでない場合には次期（第3期）の事業計画の策定の際（令和7年度）に行ってください。そのことを前提として、新規事業について当面は事業計画上の位置づけがなくとも、財政支援の対象とする予定です。	
4	家庭支援事業の量の見込みの設定の仕方を教えていただきたい。	新設の家庭支援事業の量の見込み方については、「第3期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方（初版）」について（送付及び意見照会）」（令和5年9月20日付けこども家庭庁成育局総務課事務連絡）の別添「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（初版）」において現時点の考え方をお示ししているため、そちらをご参照ください。なお、本事業は新設事業であることから、事業開始後、実績と見込みとの乖離が大きい場合には、適切な見直しをお願いします。なお、以上のとおり国として見込み方の目安をお示しするものの、各市町村において、地方版子ども・子育て会議等の議論等を踏まえたより効果的、効率的な方法によるニーズ把握・算出を行うことも可能です。	
5	市町村において、家庭支援事業の実施は努力義務となるのか、全市町村で実施が必須となるのか。	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の9に基づき、市町村には、家庭支援事業が着実に実施されるための必要な措置の実施に関する努力義務があります。	
6	措置対象者については、事業の利用開始のための申請を省略することは可能か。	措置の場合、申請は不要です。サービス利用は利用者との契約に基づくことが原則となるため、原則的には申請が必要となりますが、措置対象者については、やむを得ない事情により利用申請を行うことが出来ないと市町村が認めた申請が困難なケースを想定しており、利用勧奨を行ってもなお事業の利用が行われない場合においては、措置の場合は例外的に申請を伴わずに事業提供を行うことが出来ます。	

No.	問	答	備考
7	子育て世帯訪問支援事業を実施する場合、実施要綱に「措置」の規定を置くかどうかは、市町村の任意判断という認識でよいのか。（例えば、措置は実施しないため、要綱にも規定しないといったことは可能か）	児童福祉法第21条の18の規定は、支援を行う必要があると認められる児童及びその保護者等が事業を利用しない場合において、市町村が利用の勧奨を行うこととし、利用勧奨を行ってもなお事業の利用が行われない場合においては、申請を待たずに市町村が事業を提供できることとするものです。そのため、措置をするかどうかは市町村が判断するものですが、そのようなケースがあった際に、適切に事業による支援が行えるよう、措置の規定も定めておいてください。	
8	利用勧奨と措置は、それぞれ行政処分となるのか。措置は行政処分とのことだが、勧奨に基づく利用の場合、利用者と誰の間に法律関係が生じ、市はどの部分に関与するのか。	利用勧奨については行政処分ではありませんが、措置については行政処分となります。勧奨に基づいて、利用者が申請を行い事業者から事業提供を受けた場合、利用者と事業主体との間に契約関係が生じるものです。	
9	措置とした場合は措置費での対応となるとの事だが、措置費についての交付申請や実績報告については、子ども・子育て支援交付金の中で対応することとなるのか。	措置費は義務的経費で支弁するものであり、保育の措置同様、児童入所施設措置費等国庫負担金の枠組みで支弁します。	
10	措置決定した利用対象者が事業を利用しない場合の取扱いはどうなるのか。	家庭支援事業の措置において、利用者の意思に反して事業の利用を強制することは認められないため、そのような場合には市町村は必要に応じて児童福祉法第25条の7第1号の規定に基づき児童相談所等に通告を行う等の必要な対応を行ってください。	
11	利用措置について、こども家庭センターが決定し、家庭支援事業担当部署が文書により通知するとあるが、この通知は、例えば「利用措置決定通知」のような行政処分としての通知文書と考えてよいのか。また通知に際し、こども家庭センターと家庭支援事業担当部署が異なる場合はどうすれば良いのか。	通知方法について、お見込みの通り行政処分としての通知文書を想定しています。また、通知の発出にあたり、市町村によってこども家庭センターと家庭支援事業担当部署が異なる場合には、どちらが対応することとしても問題ありませんが、事前に市町村における責任主体、決裁ルートを明確にし、こども家庭センターと自治体内で調整し、連携を図ってください。	
12	措置対象者に対しては費用負担を求めないと記載されているが、これはすべての家庭支援事業に適用されるか。	お見込みのとおり、措置の場合は全ての家庭支援事業について、全ての利用者について原則、費用負担を求めないこととしています。ただし、家庭支援事業の措置については、サービス利用が、利用者の契約に基づくことが原則である中で、あくまで例外的な措置として位置付けられているものであることをふまえ、利用者負担を求めないことを目的として安易に利用措置を行うことは避けるべきである点、御留意ください。	

No.	問	答	備考
13	家庭支援事業は利用勧奨・措置を行わないと利用できないのか。	前提として、家庭支援事業については、申請に基づいて利用することを原則としたうえで、特に支援が必要な方に対して市町村が新たに創設された利用勧奨（行政指導）・措置（行政処分）を実施することができる事業となります。そのため、利用勧奨や措置を行わなくても、利用者の申請に基づき家庭支援事業を利用することが可能です。	
14	窓口等で事業利用を促すことは、今般創設された家庭支援事業の利用勧奨にあたるか。	家庭支援事業の「利用勧奨」は児童福祉法第21条の18第1項に基づき、サポートプランが作成されている等の要件に該当する対象者に対して実施する行政指導を指し、窓口等で職員が事業利用を促すことは法律の規定に基づく利用勧奨とは異なります。	
15	市町村による措置は都道府県による措置となりが異なるのか。	児童福祉法第21条の18第2項に基づく市町村の「措置」は、利用者が疾病その他やむを得ない事由により利用申請を行うことができない場合などにおいて、利用者からの申請がなくても市町村が事業を提供することとするものです。そのため、保護者の同意なく強制的に事業提供するものではなく、児童相談所による児童福祉法第33条に基づく児童の一時保護などとは異なります。	
16	児童相談所より市町村指導委託がなされるようなケースにおいて、市町村による利用勧奨（行政指導）を省略し、市町村による措置（行政処分）を行うことは可能か。	児童相談所や都道府県による市町村への指導委託がされたケースにおいて、市町村が家庭支援事業の措置を行う場合、児童相談所や都道府県の市町村指導委託措置（児童福祉法第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号による措置）とは別に、市町村による利用勧奨及び措置（児童福祉法第21条の18第1項及び第2項に基づく勧奨と支援の提供）が必要になります。この場合でも、市町村による措置の前に行う利用勧奨を省略することは出来ません。	
17	児童相談所や都道府県による市町村指導委託と、市町村による家庭支援事業措置の関係性はどのようなものか。	児童相談所や都道府県による市町村指導委託は、児童福祉法第26条第1項第2号及び同法第27条第1項第2号に基づき、要保護児童等の困難を抱えるこどもの養育であって、子どもの身近な場所において、継続的に寄り添った支援が適当と考えられる場合に、児童相談所等が行政処分としての指導措置を市町村に委託し、市町村が子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により行うものです。一方で、家庭支援事業の利用勧奨や措置は、児童福祉法第21条の18に基づき、市町村が、家庭支援事業の提供が必要であると認められる者に対して行うものであり、家庭支援事業措置の対象家庭が、必ずしも市町村指導委託の対象家庭と合致するわけではないことにご留意ください。	修正

No.	問	答	備考
18	児童相談所や都道府県による市町村指導委託と、市町村による措置が同一対象者に対して行われた際、対象者が行政不服審査法に基づき不服申し立てをする場合、どのような対応となるか。	対象者は、市町村及び都道府県双方に不服申し立てを行うことが可能です。児童相談所や都道府県による市町村指導委託措置の対象者に対して、市町村が児童福祉法第21条の18第2項に基づく支援の提供（措置）を行った場合、都道府県が市町村指導委託措置を行ったこと自体に対する不服申し立ては都道府県等に対して、委託先の市町村が行政処分たる支援の提供（措置）を行ったことに対する不服申し立ては市町村に対して行うこととなります。	
19	家庭支援事業の利用勧奨の検討においては、要対協の個別ケース検討会議等において検討する旨の記載がある。要対協は特定妊婦、要支援児童、要保護児童のみを対象とするものと認識するが、家庭支援事業の利用勧奨・措置の対象者はサポートプランの作成対象者などとされており、必ずしもこれらに限られない。これは、特定妊婦、要支援児童、要保護児童以外のサポートプラン作成対象者についても、基本的には要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議で管理をすることを前提としているのか。	家庭支援事業の利用勧奨の検討においては、要対協の個別ケース検討会議「等」において検討することとしており、要対協登録ケースについては要対協の個別検討会議を活用することが考えられる一方、要対協の対象とならない妊婦・児童やその保護者について、家庭支援事業の利用勧奨・措置の対象であることをもって要対協での管理を求めるものではなく、こうした場合には市町村におけるその他のケース会議などの場で検討いただくことを想定しています。	
20	家庭支援事業の利用勧奨・措置を実施する場合、自治体において要綱等を作成する必要があるか。	家庭支援事業の利用勧奨・措置に際しては、自治体において要綱を作成し、利用勧奨・措置の検討・決定の方法、措置の支弁額及び経費の使途、徴収金等について定める必要があります。このうち、措置の支弁額及び経費の使途並びに徴収金等については、「家庭支援事業に係る措置費の支弁の取扱いについて」をご参照いただき、左記以外についてはこども家庭センターガイドラインをご参照ください。 【家庭支援事業に係る措置費の支弁額の取扱いについて（案）】 ※PDF205ページ参照 https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/17dee8fe58f0-4471-a15b-24dd6b6dc7ee/36f1d377/20240315_councils_kodomoseisakusyukankacho_17dee8fe_09.pdf ※令和6年度の場合になります	

No.	問	答	備考
21	社会福祉事業を市町村が事業者に委託して実施する場合、都道府県に対して社会福祉法上の届出をする必要があるのは、市町村なのか、委託先の事業者なのか。	ご所属の自治体にご確認のうえ、ご対応ください。 社会福祉法第69条第1項では、「国及び都道府県以外の者は、・・・第二種社会福祉事業を開始したとき」に届出を行うこととされており、実際に事業を経営する者が届出を行うべきものと考えております。そのため、市町村が事業者に委託して事業を行う場合には、委託先の事業者が届出を行うべきものと考えますが、具体的な届出方法については定めておらず、市町村を経由するなど、自治体ごとに方法を定めているため、実際に誰が都道府県に届出を提出することになるかは決まっておりません（市町村が行う場合も委託先の事業者が行う場合も想定される）。また、社会福祉法上の各種規制は、「社会福祉事業を経営する者」に対してかかることから、「経営者（委託先の法人）の名称」等を届出事項として、都道府県が「社会福祉事業を経営する者」の情報を把握できるようにしていますが、届出の名義人を記載することは義務付けておらず、記載の要否も含め、届出の名義人に関するルールは定めておりません。	
22	都道府県に対して社会福祉法上の届出をする必要があるが、様式などは明示されているか。	特段示しておりません。他の事業の届け出を参考に作成ください。	
23	地域資源開拓が非常に困難な状況にある場合、県単位やいくつかの市町が合同で実施するという場合でも補助の対象となるのか。	補助基準額を案分のうえ、複数の市町村で合同実施することは妨げません。なお、交付金の申請は代表となる市町村が行ってください。一例として、令和7年度の子育て短期支援事業の自治体説明会資料にて専従職員配置加算を市町村にて案分した例を掲載しています。	修正
24	家庭支援事業の利用勧奨・措置の実施は市町村の義務なのか。	児童福祉法第21条の18第1項に基づき、事業提供が必要であると認められる者に対する利用勧奨は義務とされています。また、措置については、同条第2項に基づき、勧奨及び支援を行つても、なおやむを得ない事由により当該勧奨及び支援に係る家庭支援事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、事業による支援を「提供することができる」とされています。	
25	子ども・子育て支援事業計画の策定に際し、事業実施が見込まれない場合は、市町村子ども・子育て支援事業計画（以下、「計画」という。）に記載せずでもよろしいか。また、計画途中に事業を実施できるようになった場合は、計画の見直しは可能か。	「計画策定時において具体的な事業開始年度が不透明であり、計画に記載できなかった事業」であっても、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第2項第2号の規定に基づき、「各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」及び、当該事業を実施しないのであれば、実施しない理由についても、何らかの記載をしていただく必要があると考えています。その上で、実施しない事業について、第3期の市町村子ども・子育て支援事業計画(以下、「計画」という。)開始時に例えば提供体制の確保等を記載しないことはありうると承知しておりますが、計画途中に事業を実施できるようになった際には、計画を見直し、追加いただくことが必要です。	

No.	問	答	備考
26	家庭支援事業全般について、当該事業によって期待される効果がほかの事業を活用して十分得られる場合は、地域の実情を踏まえ実施しない整理にしても差支えないか。	家庭支援事業は子ども・子育て支援法における地域子ども・子育て支援事業に位置づけられており、子ども・子育て支援事業計画に基づき、市町村において計画的な整備が求められている事業になります。このため、類似施策があるからといって、ただちに本事業を実施しないことは想定されません。類似事業が展開されている場合においては、類似事業によって本事業が求めている要素を提供し得ているかを確認して、子ども・子育て支援事業計画策定時に、当該類似施策の実施状況も踏まえて、必要に応じて本事業の整備を行うようにしてください。 なお、類似事業の継続や拡充によって本事業が求める要素を実現するのか、本事業として新たに事業を実施するのか等は、地域の実情や実施団体の状況などを踏まえご判断ください。	
27	「都道府県社会的養育推進計画」の策定について（令和6年3月12日付こ支家125号こども家庭庁支援局長通知）の別添「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」においては、市区町村の家庭支援事業等の整備に向けた都道府県の支援・取組を計るための指標として「市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策の達成率」とあるが、具体的にどのようなものか	「家庭支援事業の確保方策の達成率」とは、確保実績を確保方策で割ったもの（事業ごとに算出）となります。確保実績については市町における確保方策と同様の考え方で算出いただくことが適切と考えます。	
28	国の「子ども・子育て支援交付金交付要綱」別紙第5欄において、国の負担割合の記載の下に都道府県と市町村の負担割合がカッコ書きで記載されているが、その割合に従わずに補助してよいか。	子ども・子育て支援交付金交付要綱第4条（2）において、「算定された額に（交付要綱別紙）第5欄に定める国の負担割合を乗じて得た額の合計額を交付額とする」と定められており、必ずしも都道府県・市町村1/3の負担割合としなければならないものではありません。このため、都道府県の単独事業として都道府県の補助率を増やすことで、市町村の負担割合を少なくすることは差し支えありません。	